

令和3年度の国民年金保険料は 月額16,610円 です

国民年金の保険料は毎年度改定されており、令和3年度は前年度より70円引き上げられました。
保険料の納付方法は、現金納付（納付書支払い）のほか、口座振替やクレジットカードなどによる納付があります。

毎月月末が保険料の納付期限ですので、ご自身の生活スタイルにあった方法を選択し、納め忘れのないようにしましょう。

保険料の納付方法

- 口座振替（おトクな納付方法）
 - ・ 毎月月末に引き落とされます。（末日が休業日の場合は翌営業日）
 - ・ 各金融機関、役場または年金事務所の窓口、郵送により手続きができます。
 - ・ 手続きの際は、基礎年金番号、口座番号のわかるもの、通帳使用印が必要です。
 - ・ 4月下旬に口座振替額通知書が発送されます。
 - クレジットカード（継続納付）
 - ・ クレジットカードにより定期的に納付します。
 - ・ 役場または年金事務所の窓口、郵送により手続きができます。
 - ・ 手続きの際は、基礎年金番号のわかるもの、クレジットカード、同意書（カードの名義人が異なる場合）が必要です。
 - 納付書
 - ・ 金融機関、コンビニエンスストア、電子納付などで納めてください（令和3年4月1日に年金機構から1年分の納付書が発送されます）。
 - ※ 電子納付（インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレフォンバンキング、ATMでの納付）については、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法についてはご利用になる金融機関にお問い合わせください。
 - ※ pay-easy（ペイジー）による納付の場合は、お手持ちのスマートフォンやパソコンで納付することができます。
- 詳細はこちらから
(https://www.pay-easy.jp/what/bill/kokumin_nenkin_promotion/)



※ 口座振替・クレジットカード納付の申込用紙は年金事務所や役場の窓口に備え付けている他、下記URLからもダウンロードできます。
日本年金機構ホームページ
(<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.html>)



～稚内年金事務所からのお知らせ～

☆年金相談窓口は原則予約制です☆

稚内年金事務所の年金相談窓口は、原則予約が必要です。

予約しないで窓口に来られた場合、混雑していたり対応可能な職員が少なく、お待ちいただく時間が長くなったり、当日中に対応できない可能性があります。

事前に予約をしていれば、このようなトラブルを避け、年金事務所側も事前に相談者の資格記録情報などを確認し、相談時間の短縮を図ることができるため、稚内年金事務所にご用の際は、事前予約をお願いします。

※ 予約は当日でも可能です。

稚内年金事務所の年金相談窓口のご予約は、電話番号 **0162-74-1000** まで
自動音声で案内しますので「1」→「2」の順で選択してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所

電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ

電話：5-1112 告知端末機：5-8812